

陳 情 番 号	陳情第3号
件 名	人権保障を担う保育・障害・介護職場で働く職員自身の人権が守られ、働き続けられる福祉職場にするために、国に対して賃金の引上げと職員増員のための財政措置の意見書提出を求める陳情
受付年月日	令和7年2月4日
回付委員会	厚生委員会
(陳 情 要 旨)	
保育・障害・介護職場における慢性的な人手不足は深刻な事態となっており、募集しても人が来ない状況が続いている。このことは、現在いる職員に過重負担としてのしかかり、入職してもすぐに辞めてしまい、その後の人員が確保できないという負の連鎖に陥っている。保育・障害・介護、どの職場でも、「1人の職員が担当する人数が多く、呼ばれてもすぐに対応することができない。」「事故がないように見守るだけで精一杯である。」という声が上がっており、現場から、福祉の仕事のやりがいそのものを奪っている。また、保育現場では「おむつ交換などの排泄介助が十分にできない。」、介護現場では「人員が足りず入浴の回数を減らさざるを得ない。」など、誰もが大切にされるべき尊厳が守られず、必要な支援を縮小せざるを得ない状況も発生している。 保育・障害・介護職場において、労働時間のほとんどは、子ども、利用者と直接関わる時間である。中でも食事や睡眠の時間は事故が起こりやすく、リスクが高まる時間であることから、「休憩時間もままならない。」「夜遅くまで残って事務作業をしている。」という声も少なくない。不適切な支援や虐待の報道も相次いでおり、その背景には現場の余裕のなさがあると言えるが、多くの福祉・保育施設では、苛酷な状況の下、職員のぎりぎりの努力により、福祉サービスの利用者の安全、安心が守られている。しかし、過重労働や休憩もまともに取ることができない労働者自身の身体や生活と、利用者の安全、安心が常にてんびんにかけられていては、労働者自身の人権も利用者の人権も守ることはできない。 国は「両立支援」を掲げ、育児・介護休業法が改正された。しかし、目の前の利用者をケアする必要がある保育・障害・介護職場においては、代替職員の配置がなければ、子どもが病気の際の休暇取得や、時短勤務など、法律でうたわれているような働き方をすることはできない。また、保育・障害・介護職場で働く労働者の多くが最低賃金近傍となっているため最低賃金の引上げは重要だが、保育の公定価格や障害福祉サービス等報酬、介護報酬には最低賃金引上げ分は見積もられていない。それぞれの施設の努力だけで賃金を引き上げることは困難であることから、公的な財源で運営される保育・障害・介護職場では、法律に基づいて適切に運用するための国による財政措置が不可欠であるとともに、人間らしく暮らせる水準の賃金にするためのさらなる改善が必要である。 人権保障を担う保育・障害・介護職場で働く職員自身の人権が守られ、職員が働き続けられる職場にするため、下記の要望項目について、地方自治法第99条に基づき、議会として国に対して意見書を提出するよう陳情する。	
記	
1 全ての保育・障害・介護職場で働く職員の賃金を全産業における平均程度に引き上げること。 2 保育の公定価格、障害福祉サービス等報酬及び介護報酬の単価に、最低賃金引上げ分を上乗せすること。 3 改正育児・介護休業法に基づく両立支援のための代替職員を配置できる補助を行うこと。	

- 4 福祉の当事者の安全と人権が守られ、福祉職員の休憩・休暇・事務時間が保障されるように、保育・障害・介護職場の人員増ができる財政措置を行うこと。
(意見書案文掲載略)

結

果

令和7年3月25日 内容を了知する。